

会議録	
1 名称	第10期第6回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和5年8月7日（月）午前10時～11時30分
3 開催場所	男女共同参画推進センター 第1・2研修室
4 出席者	[第10期審議会委員] 岩上浩之、江上千恵子（学識経験者）、長田智之、小幡亨、金子寿子、小泉博久、櫻木晃裕（学識経験者）、下島真希、白石美知子、古谷英恵（学識経験者）、松山亜紀、宮地明子 [参考人] 羽生 有希、丸山真由 [区側] 総務部長、男女共同参画推進センター所長、人権推進課長、男女共同参画担当係長、管理係長、管理係員
5 議題	1 江東区版パートナーシップ制度の策定について 2 その他
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	資料1 諮問文（写） 資料2 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台（概要） 資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台 資料4 検討事項 参考1 第10期第5回江東区男女共同参画審議会意見シート 参考2 第10期第5回江東区男女共同参画審議会議事録 参考3 「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書の提示等により利用可能な江東区のサービス事業 参考4 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等） 参考5 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）概要版 ※机上配布。

	終了後回収。 参考 6 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画） ※机上配布。終了後回収。 ○第10期第6回江東区男女共同参画審議会名簿／席次表 ○江東区男女共同参画審議会 意見シート ○「選択的夫婦別姓法制化・全国陳情アクション」メンバー：意見資料
8 摘要	欠席 委員 3 名（石原和哉、猪瀬理恵、神保恵一） 参考人 1 名（丹藤翠） 傍聴者 3 名

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【所長】 それでは、定刻となりましたので、第10期第6回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、またお暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本日の定足数でございますが、8名となっております。定員定数15名のうち、本日の出席委員は会場13名となっております。欠席は2名でございます。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日、傍聴希望の方は3名となっております。既に傍聴者の方にはお席についていただいておりますので、御報告いたします。傍聴される方に申し上げます。傍聴席にある資料は会議中の閲覧用となりますので、お帰りの際には資料を置いたままお帰りください。

なお、本日は記録のため録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はマイクをお使いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料について確認させていただきます。机上に配付させていただいておりますのが、最初に次第と参考1。こちらですが、恐れ入りますが、お持ちいただいたものと差し替えをお願いいたします。次に、「参考3 東京都パートナーシップの宣誓制度受理証明書の提示等により利用可能な江東区のサービス事業の一覧」、「参考4 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧」、次に「第10期第6回男女共同参画審議会名簿」で、裏面が席次表となっております。次にホッチキス留めで、「選択的夫婦別姓法制化・全国陳情アクションメンバー：意見資料」と書いてある資料がございます。次に左上に「参考」と表示があります「男女共同参画KOTOプラン2021概要版」と本書となります。こちらが参考の5と6になります。

また、皆様にお持ちいただいた資料は、次第から資料1から4、参考の1、2と、意見シートとなっております。参考の男女共同KOTOプラン2021の概要版と本書につきましては、審議会後、事務局が保管いたしますので、机に置いたままお帰りください。資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、開会に先立ち、総務部長より御挨拶をいたします。

【総務部長】皆さん、こんにちは。総務部長の綾部でございます。

本日は、第6回男女共同参画審議会に、大変お忙しい中、また、急な日程にもかかわらず御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、江東区版パートナーシップ制度の検討のため、年度当初予定していた日程に加えまして、本日を含めてあと4回、審議会を開催する予定でございますので、御協力方よろしくお願いいたします。

区の長期計画では、多様性を認め合う社会の実現を掲げておりまして、差別や偏見をなくすため、人権尊重の意識啓発に取り組むとともに、多様な性に対する理解を促進しているところです。その一環といたしまして、今回、江東区版パートナーシップ制度の策定を検討することとなりました。委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、参考人として御出席いただきました方々につきましても、急な出席依頼となりましたこと、お詫び申し上げますとともに、御協力方、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【所長】ありがとうございました。次に、本日の予定です。まず、「議題1 江東区版パートナーシップ制度の策定」について、「議題2 その他」、以上、議事は2点でございます。

なお、本日は、「議題1 江東区版パートナーシップ制度の策定について」の検討に当たり、参考人の方に御出席をいただいております。後ほど御挨拶は議事の中でお願いいたしますが、先に御紹介をいたします。まず、お一人目が、クロスオーバー・こうとうより羽生有希さん、お二人目が、一般社団法人SOGIE相談・社会福祉全国協議会より丸山真由さんです。

もう一方、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションに所属の丹藤翠さんにつきましては、本日は御欠席ですが、いただいた資料を机上配布しておりますので、後ほど御参照ください。

また、前回、第5回審議会の皆様からの意見シート及び第5回審議会議事録を作成しましたので、参考資料としております。本日の議事において意見がなければ、議

事録を確定させていただく予定です。

次に、第5回の審議会の概要について御説明いたします。

まず、開会後に前回の審議会の概要とご意見シートについて説明し、「議事1 男女共同参画KOTOプラン2021（第7次行動計画） 令和4年度進捗状況調査報告」について、御説明いたしました。御説明後に、対象等に関する今後の方向性について、また、人権推進課が実施しているLGBT等に関するユーチューブ配信について、子育てキャリアを中断した女性の再就職支援についての求人人数について、相談窓口の充実について、江東区の公式メールマガジンの廃止理由について、ぱるか〜とミニの廃止に伴う相談事業や講座募集への影響について、啓発ポスターの商業施設や金融機関への依頼に対する実績について、議会等への女性の参画率について、これらについて何点かの御質問や御意見をいただきました。

女性の再就職支援における求人人数についての回答が持ち越しとなっていました。が、所管の経済課からの回答では、令和4年度は、求人数が1,858人、採用決定が570人、採用決定率は30.7%となります。また、令和3年度は、求人数が1,632人、採用決定が476人ですので、採用決定率は29.2%ということでした。

次に、「議事2 第10期第6回男女共同参画審議会（施設見学）について」御説明いたしました。こちらに関しては、視察先に関しての御意見をいただき、視察先は会長と事務局で調整し決定することで了承いただいております。全体として、中学校への出前講座の希望が多かったことから、会長と相談の上、11月17日、深川二中の出前講座を見学することになりました。参加希望等につきましては、後日、事務局より御連絡させていただきます。

次に、「議事3 その他」において、昨年11月から開始された東京都パートナーシップ宣誓制度について、江東区の対応を御説明いたしました。江東区の対応は、都の受理証明書の提示等により区のサービスを利用出来るものと、いうものでございます。こちらに関しても、何点か御質問、御意見をいただきました。

次に、第5回審議会のご意見シートを御紹介いたします。「参考1」を御覧ください。1つ目は相談事業についてです。情報提供事業や周知用カードに関する御意見をいただきました。周知カードは、施設に依頼して、主にトイレに設置しております。今後も情報提供については、周知カードの運用を含め工夫してまいりたいと思います。

私からは以上となります。それでは、この後の議事進行は会長よりお願いしたい
と思います。会長、よろしくお願いいたします。

2 議事 1 江東区版パートナーシップ制度の策定について

【会長】皆さん、おはようございます。それでは、早速、議事に入ります。

「議題 1 江東区版パートナーシップ制度の策定について」です。先ほど所長から御紹介がありましたが、最初に参考人の方から御挨拶と、パートナーシップ制度に対する御意見等を 10 分程度お願いしたいと思います。

【参考人】こんにちは。よろしくお願いいたします。

まず、簡単に、クロスオーバー・こうとうの紹介をさせてください。クロスオーバー・こうとうは、2019 年に当時の江東区議会でパートナーシップ制度を制定しないよう求める陳情が出ていたことに危機感を覚えた有志が結成した団体です。ただ現在は、パートナーシップ制度はもちろんです、ジェンダー・セクシュアリティについて考え、行動することを目的にしています。また、江東区の男女共同参画フォーラムにも、ここ数年、連続で企画団体として参加しており、地域レベルで女性や性的マイノリティの人権をどのように守っていくことが出来るかを区民の皆さんと一緒に考えてきました。今回は、そのような団体の一人として、パートナーシップ制度に望むことをお話し出来ればと思います。

まず、原則的にどのようなパートナーシップ制度を望んでいるかということ
を述べた上で、そういう原則に照らした上で、具体的にどのような内容や規定が必要になるのかということをお話ししたいと思います。

最初に、原則的に望むことについてです。パートナーシップ制度を制定するに当たっては、1 点目に、なるべく多くの人が使える普遍的なサービスであること。2 点目に、安心して使える信頼性のある制度であること。3 点目に、政治的情勢によって揺らぐことがない安定的な制度であること。4 点目に、生活上の困難に対処し得る便利な制度であることです。普遍性、信頼性、安定性、利便性という、その 4 つが大事だということです。

もちろんこれらのポイントは、ほかの法律や条令についてももちろん望まれることなのですけれども、特にパートナーシップ制度について、なぜそういうことを要望するのかという理由をお話ししたいと思います。

まず、普遍性というポイントからお話しします。幾つかの自治体では、パートナーシップ制度の対象者を性的マイノリティに限定していますが、これは誰もが利用出来る普遍的制度にすべきという観点からは不十分に思われます。なぜなら、第一に、そういった規定というのは異性愛の事実婚カップルを除外していますけれども、事実婚のカップルも現在の婚姻制度によらないことで制度的な不利益を被っているという点では、性的マイノリティと同じだからです。

第二に、そもそも誰かとパートナーシップを結ぶということは、パートナーシップを結ぶ本人が性的マイノリティであるという自認とは別の問題だからです。例えば、一般的に異性愛者であるというふうに自認しながらも、パートナーシップ関係を結びたいと思う人がいて、その人がたまたま同性だったということは十分あり得ます。加えて、性的欲望や恋愛感情、アイデンティティというのは、本来、法律で規定出来ることではないわけです。法律が規定し得ること、規定すべきことというのは、あくまである人の性的欲望や恋愛感情、アイデンティティに関連して、その人が被り得る不利益を減らすということだと私は思っていますし、その限りでは、性別や性自認の限定を入れるということよりも、実質的に困難を抱えさせられている人々全てに対応出来るように対象を広げていくということが望ましいと思っています。

この普遍性というポイントからすると、現在のこの江東区のたたき台の中で、事実婚の人も使えるとされているのは大変うれしいものである一方、区内在勤、在学者とか、同居していないパートナー関係が条例の対象外になっているという点は懸念を覚えています。また、手続に必要な書類として、戸籍謄本または抄本が求められていることも懸念材料です。外国籍カップルに対してどうするのかということはもちろん、戸籍制度を忌避する、あまり好きでないというのがゆえに結婚制度を選んでいるという人を疎外しかねないからです。

2つ目に、信頼性についてです。たとえパートナーシップ制度が出来ても、それが安心して使えるようになっていなければ、その制度は空疎なものになってしまいます。具体的には、ある施設などでこのパートナーシップ証明書を使えることになっていたとしても、その窓口対応で実際には受け入れてもらえなかったり、受け入れてくれたのは良いけれどアウティングをされたり、その様なことになってしまうのでは、安心してパートナーシップ制度を利用することが出来ません。その様に無

理解に性的マイノリティがさらされ続けてきたからこそ、パートナーシップ制度が単に出来たよというだけでは信頼して使うことが出来ないのだということをまずは意識していただければ幸いです。

現在のたたき台では、事業者や行政施設において、不適当な取扱いが起こったときの規定については明記されていないように思われますけれども、例えば豊島区のように、パートナーシップ制度導入と同時に男女共同参画条令の一部を改正して、性自認や性的指向に関する差別を禁じる、いわゆる差別禁止規定を盛り込む自治体もごございますので、不利益が生じない、もしくは生じた場合にしっかりと保障をする、そういう規定を盛り込んでほしいと思います。そうしなければ、逆に信頼に足る制度にはならないと思っています。

3つ目に、安定性についてです。幾つかの自治体は、パートナーシップ制度を条例ではなく要綱として運用していますけれども、なるべく条例として、法的な裏づけのあるものとして運用することが望ましいという風に思っています。この点に関しては、たたき台の中で条例としての運用を検討なさっているということですので、大変うれしく思っています。

最後に、利便性についてです。日本では家族を単位とした行政サービスが多いため、パートナーシップに基づく当事者だけではなく、家族の身分も保障するということがおそらく重要になると思われます。具体的に、学校、保育園、病院、介護施設、障害者施設などで、親もしくは、こどもとの関係を問われる場面が想定されますけれども、そういった場面で使うことの出来る便利な制度になることを望んでいます。たたき台ではファミリーシップ制度が盛り込まれていますので、この方向性を維持していただければと思います。ありがとうございました。

【会長】ありがとうございました。では、次に、一般社団法人SOGIE相談・社会福祉全国協議会より、お願いいたします。

【参考人】はじめまして。本日はよろしく願いいたします。

一般社団法人SOGIE相談・社会福祉全国協議会は、LGBTQ当事者や周りの人向けの相談事業を行っている団体になります。ほかの団体では、都内の自治体相談や啓発などを行っています。

まず、個人的な話にはなりますが、私自身、性自認がほぼ男性寄りのトランスジェンダーで、男性として生活をしているのですが、戸籍上は女性同士のパートナー

と暮らしています。昨年、居住する地域の自治体でパートナーシップ宣誓を行って、東京都のパートナーシップ制度も利用しています。

制度を利用して、それまではパートナーシップ証明書がなければと出来なかったと言われていた、例えば携帯電話の家族割が出来るようになったり、また、緊急時にはパートナーとして存在を認知されるのではないかとという安心感も少し増えたという実感があります。私自身、LGBTQ関連のこうした活動をしていますので、関係者にはある程度まで自己開示することもあるのですが、私のパートナーは、当事者コミュニティ以外、カミングアウトしていないので、今回のパートナーシップ制度の利用をきっかけに、職場で聞かれる緊急連絡先に私の名前を書きやすくなったということがあったり、職場でも、ほかの人には話さないでほしいということを伝えたと上で、人事担当者にだけ伝えたところ、理解されたというようなことがあったそうです。ですから、パートナーシップ制度を利用したことでの感覚といいますか、そういったこともお伝え出来ればと思い、自己紹介させていただきました。江東区でも制度が検討されることは、性的マイノリティの人が偏見に脅かされることなく、安心して暮らせるきっかけになるのではないかと思います。

江東区パートナーシップ制度の検討のたたき台を拝見いたしました。先ほど参考人の方もおっしゃっていたとおり、制度の対象を同性に限定しないということは、ほかの性的マイノリティとパートナー関係にある人たちだけでなく、広く包括的な制度になっている点と、また、一方または2人ともが性的マイノリティであることを知られたくないというような場合にも、広く対象を設定している点で、利用しやすいというところは良いと感じました。

また、ファミリーシップも対象となっているということで、こどもと親も家族として公的に認知されることで、こどもを育てているLGBTQ当事者は少ないので、地域でより安心して暮らせる可能性が高まるのではないかと思います。

通称名の利用などに関しても、本当に細やかに検討されていることを、読ませていただけて感じております。

私からは、参考情報としまして、調査結果について御紹介いたします。まず、埼玉県の「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」と日本財団の調査を御紹介出来ればと思います。

埼玉県の調査に関しては、性的マイノリティについて15,000人を対象に調査

をしたものになります。2020年の調査ですが、性的マイノリティの人と性的マイノリティ以外の人で、例えば精神的に追い込まれた経験や、自殺を考えたことがあるというような経験など、幅広くいろいろな項目で調査をされているものになります。まず、精神的に追い込まれた経験としては、「死ねたらと思った、または自殺の可能性を考えた」人の割合、こちらが、性的マイノリティの人が65.8%、性的マイノリティ以外の人で26.8%というふうに、かなり性的マイノリティの人に高い割合が出ています。また、「生きる価値がないと感じた」ということが、性的マイノリティで60.3%、性的マイノリティ以外の人で22.7%など、こうした調査結果が出ています。私たちの活動を行う中でも、こうした数字というのは決して大げさなものではない、リアルなものであるということを感じます。

2つ目に、最近、公益財団法人の日本財団が自殺意識の全国調査を行いまして、若年層の希死念慮の経験の実態などが明らかにされているものになっています。こちら、性的マイノリティが、性的マイノリティ以外に比べて、性被害の経験や希死念慮等が高い傾向にあるということが明らかになっています。中でも、トランスジェンダーやノンバイナリー、男性、女性という戸籍上の性別と、割り当てられた性別と自認する性別が一致している人以外の若者の希死念慮の高さなどが、今回、初めて調査として明らかになったということが示されています。

メンタルヘルスというところに関しても、パートナーシップ制度が出来ることをきっかけに考えていただければと思います。例えば、自分を偽らざるを得なかったり、カミングアウトしたら奇異の目にさらされてしまったりという、どちらでも大変になってしまうというようなところであったり、あとは、戸籍上の同性のパートナー同士を含むパートナーシップ関係の認知というところからさらに進んで、例えば、トランスジェンダー、ノンバイナリーの人などで、身体の性や、治療の状況を明らかにせざるを得ない場面も多い、病院や健康診断を受診しづらいということも少なくありません。ほかにも、子育て支援や高齢者福祉、障害ある方の福祉施設など、制度をきっかけに、職員の皆様や区内の事業者の方々への周知などを行う中で、性の多様性に関して、ハラスメントやアウティングの防止など、過ごしやすい環境を整えていくことなどについても、広く細やかに理解が広まるように働きかけていただければと考えます。私からは以上になります。

【会長】ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見を伺いたいのですが、名前をおっしゃってから御意見ををお願いします。

参考人のお二人に何か確認したい、質問したいことがありますでしょうか。

【副会長】個別は難しいかと思しますので、進めながらということではいかがでしょうか。

【会長】そうですね。私から最初にお話しいたしますと、最近、トランスジェンダーの方のトイレ使用に関して最高裁判例が出ました。我々法律家からすると、最高裁判例というのは非常に大きい、重要な意味を持っています。また、アウトティングをきっかけに精神疾患を患ったとして労災認定されたという事例が出ました。法の世界もいろいろ進んできているという御報告です。ご興味ある方は、おっしゃっていただければ資料を差し上げます。

それでは、早速、始めたいと思います。事務局から、江東区版パートナーシップ制度の策定について、所長から説明をお願いします。

【所長】それでは、江東区版パートナーシップ制度の検討について、御説明いたします。

初めに、本議題につきましては、過日、木村江東区長より、江東区版パートナーシップ制度の策定について、本審議会へ諮問されましたので、制度の作成について御検討をいただきたいと存じます。諮問文につきましては、写しを資料１として添付しておりますので、後ほど御参照をお願いします。

なお、答申までのスケジュールですけれども、「資料３ 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」という資料の、５ページ目を御覧ください。そこにスケジュールが載っておりますが、本日８月７日の第６回会議から、１１月にパブリックコメントを行い、令和６年１月２２日まで、３回の検討を予定しております。そして、２月上旬に会長より江東区長へ答申を提出していただく予定としております。

それでは、制度の事務局案について御説明いたします。「資料２ 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台（概要）」というＡ３判の資料により説明いたしますので、「資料２」を御覧ください。

まず、「１ 制度の名称（案）」でございます。全て、たたき台ですので案をつけてありますけれども、制度の名称は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度といたします。

「２ 制度の位置付け（案）」ですが、性別等に関わらず、婚姻関係にないパートナーの二人が地域の中で暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度として位置

づけるものでございます。

「3 制度の特徴（案）」ですが、①にありますとおり、制度の対象者を同性に限定いたしません。性別や性自認、性的指向にかかわらず、パートナーシップの関係にある二人であれば利用出来る制度といたします。したがって、次の中黒のとおり、L G B T等のパートナーの二人や事実婚の二人が利用出来る制度となっております。

なお、多様性を認め合う社会の実現に関しましては、江東区の長期計画の中でも提唱しておりますが、多様性には、性別だけでなく、年齢、国籍等、様々な要素がございますので、本制度の実施により達成するとの誤解を避けるため、「多様性を認め合う社会の実現を目指し」の「実現を目指し」を「実現の一環として」と表現を改めたいと考えております。

また、パートナーシップの関係とは、本資料右側の「6 手続等（案）」の「(1) 定義」にございますように、パートナーシップとは、「性別等に関わらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二人の者の関係」を言います。さらに、「(2) 制度の対象者の要件」に該当することが、制度を利用する条件となります。

それでは、資料左側の「3 制度の特徴（案）」にお戻り願います。

次に、制度の特徴②として、パートナーシップとファミリーシップを対象とします。パートナーシップの関係にある二人の子、親もファミリーシップとして制度の対象とする予定でございます。

次に、「4 制度の仕組み（案）」ですが、「(1) パートナーシップ宣誓制度」は、パートナーの二人が自署したパートナーシップ宣誓書を区が受領し、受理証明書及び受理証明カードを交付するものでございます。

「(2) ファミリーシップ宣誓制度」は、パートナーシップの関係にある二人が、受理証明書等に二人の子又は親の氏名等の記載を希望する場合は、15歳以上の子または親の同意の下、パートナーシップの関係にある二人が自署したファミリーシップ宣誓書を区が受領し、受理証明書等を交付するものでございます。

次に、「5 制度の効果等（案）」としては、まず、「区のサービス事業における活用」ですが、区営住宅への入居申込みが可能となるなど、江東区のサービス事業の利用が可能となるよう調整してまいります。区の対象となる事業は、現在、東京都の制

度を活用し利用出来るサービスと同様となる予定ですので、その一覧表を「参考3 「東京都パートナーシップ宣誓制度」 受理証明書の提示等により利用可能な江東区のサービス事業」として添付しております。

次に、東京都パートナーシップ宣誓制度との連携として、東京都と協定締結を予定しており、協定締結により江東区の受理証明書等を、東京都が提供する都民向けサービス事業において活用出来るようにするものとなります。なお、利用出来る都のサービスの一覧は「参考4 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧(都事業等)」として添付しておりますので、御参照願います。

次に、区内民間事業者等に対する協力要請として、病院等での面会、賃貸アパート契約、企業等における福利厚生等について考慮していただけるよう、区内民間事業者等に対し、本制度の趣旨を御理解いただき、証明書等の活用にご協力いただけるよう働きかけるものでございます。

続きまして、表の右側「6 手続等(案)」についてです。「(1) 定義」は、先ほどもご参照いただきましたが、パートナーシップとは、性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二人の者の関係となります。

ファミリーシップとは、パートナーシップにある二人と、その一方または双方の子、又は親の家族としての関係となります。

「(2) 制度の対象者の要件」は、成年に達している、婚姻をしていない等、御覧の要件となっております。

「(3) 受理証明書等の再交付・変更」は、紛失、破損等があった場合、申請により再発行します。また、氏名変更等、記載内容に変更があった場合、必要書類を添えて届出をすることにより、変更後の受理証明書等を交付いたします。

「(4) 受理証明書等の取り消し・失効」は、虚偽その他不正な方法により交付を受けた場合、受理証明書等を改ざんした場合、必要な手続きを行わなかった場合等には、受理証明書等を取り消しいたします。婚姻したなど、「(2) 制度の対象者の要件」に該当しなくなった場合には、受理証明書等は失効いたします。

「(5) 手続きの流れ」は、①にあるとおり、電話又は電子申請により、宣誓する日にちを事前に予約していただきます。②として、パートナーの二人及びその子・親

のパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を、受付場所が必要書類を添えて所定の宣誓書にパートナーの二人で自署していただきます。③受理証明書1通と宣誓者全員分の受理証明カードを即日交付いたします。ただし、書類の確認等に時間がかかる場合は、後日、郵便等で送付いたします。「④交付手数料」は無料の予定でございます。

その他欄外に、他区で実施している特徴的な点についての記載をしております。まず、パートナー契約等の公正証書の提出は求めません。3区が公正証書等を必要としております。次に、区内在学・在勤者は制度の対象者といたしません。1区が在学・在勤者を対象としております。また、区内在住に同居要件は求めません。2区が同居を要件としております。最後に、これは、実施12区全てに該当しますが、本制度は法的権利や義務が発生するものではございません。

なお、本制度の根拠規定につきましては、男女共同参画条例を本制度の制定と並行して、名称変更の検討を含め、多様性に対応出来る規定の改正をまいります。また、内容につきましても、何らかの形で本審議会への御提示も予定しています。

私からの説明は以上となります。

【副会長】我々が、今、やろうとしていることは、社会のマイナスをゼロにする作業をしているだけなので、やってやっている、というような発想は、一切我々自身が排除しないといけないのです。

あとは、より良いものをつくることが前提であって、期日のことはもちろんありますが、それは職員の都合であって社会の都合ではないという認識をまず持っていたきたのいです。より良いものをつくることが第一義であることを共通理解に置かないといけないと思います。

それから少し気になるのは、お互いに理解、という話がありましたが、これにはそういう話のこと、先ほど「3 制度の特徴（案）」で「多様性を認め合う社会の実現を目指し」の「実現を目指し」を「実現の一環として」と表現を改めたい、というお話がありましたが、それが文書で今ないです。このところは非常に重要で、お互いの理解ではなくて、社会がとか、そちらが困っているとか、パートナーとか、そういう制度の理解を促進することが目的なのです。相互理解という言葉を入れたがために、審議会が異を立てる自治体があります。今のところ、文書で配布しないで、何か具体的なオペレーションだけたくさんあって、そちらに注目が行くようにして、細

かいことの議論をさせるというのは非常に危険な話です。制度の細かいところの話はいつでも出来ますから、最初の概要や、その背景等が間違っていたら一切無用になります。そういうことなので、「社会の実現」のところを変えるという話も、今、初めて聞いていますから、それは口頭だけの説明では非常に危険です。

それから、相互理解ではないので、理解してないほうが理解しないといけなくて、理解してやるという発想ではないです。その言葉だけで日本中の審議会や、これに関わっている人たちが、名前を外してくれ、そんなこと、私は言っていない、と言って辞任している例が、実はたくさんあります。そのようなことを江東区ではやりたくないと思っておりますから、そこを慎重に我々は議論するべきで、細かいところの云々は、これこそ施策をつくる専門の行政の方が行えば良い話ですので、もう少しこの審議会の委員は、大枠のところの本質をやらないと恐ろしいのではないかと思います。

ここに関しては、私の理解が不十分かもしれませんが、少し納得が出来ないところがありますので申し上げました。

【会長】ありがとうございました。

パートナーシップ制度というのは、基本条例があって、条例の中に趣旨や、根本的なことが書いてあって、それを規則等で具体化していくということだと思います。根拠規定は、案では、男女共同参画条例を改正してとなっていますが、これが大本になります。条例は、区の憲法みたいなものですから、その部分がきちっとして、それに基づいてパートナーシップ制度を細かくいろいろ、ここはこうしよう、ああしようなど、いろいろなことが決まっていくのが、効率化という意味ではなく、当然の流れなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】説明、ありがとうございます。

1件、気になったところが、「資料2 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台（概要）」の右側「6（2） 制度の対象者の要件」の「①パートナーシップ宣誓制度」の最後のところに、「過去に当制度における取消しを受けたことがないこと」、という記載がどうなのかと思うところがあります。並行して、「資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」の2ページ、「4 制度の対象者の要件（案）」のところに、①から⑥までパートナーシップ宣誓制度の要件の条項が書かれているのですが、最後に⑦で、「過去に江東区パートナーシップ宣誓制度における取

消しを受けたことがないこと」、ということになっていますが、この取消しを受けたことがないという取扱いについてですけれども、例えば、明らかに江東区に住んでいないのに江東区だというふうに虚偽のことを言っていれば取消しということがあられると思いますが、「④双方がパートナーの相手方以外とパートナーの関係にないこと」というところで、例えばAとBという2人の人間がパートナーシップ宣誓をしたが、時間がたつにつれて、A、Bの間にほかにCという人間が出てきたりなどしたときに、取消しになってしまうのでしょうか。あるいは、結婚とか離婚とかも本人たちの自由なので、そこまでこういったことを要件に縛られるのは、どのように扱って良いのか、分からなくて質問をしました。

【会長】 その辺いかがでしょうか。

【所長】 取消しについては、「資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」の4ページ「10 区が交付する書類等の取り消し事由と手続き（案）」に記載しておりますが、虚偽や改ざんといった、いわゆる区側を騙したというような場合は取消しになり、そのほかは、例えば今おっしゃったような婚姻、パートナーを解消するのは、失効とか変更になります。あくまでも虚偽や改ざんのような犯罪的な行為や、区を詐称したということが分かったものについては取消しになり、そういう場合については、もう二度と発行しません、ということになります。一般的に事項が変わった等は、「9 区が交付する書類等の記載事項の変更手続き（案）」にある変更や、「11 区が交付する書類等の失効事由（案）」にある失効にあたり、取消しと扱いを分けてあります。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 副会長もおっしゃっていましたが、条例の改正と書いてありますので、やはり条例が根本的にどうなるかということは、このパートナーシップ制度の検討に、絶対に必要です。本来で言えば、条例の変更について議論して、その上でやるべきだと思います。制度だけ検討して、小手先だけ検討すればいいということではないと思うのです。条例についてはどうなっているのか、その辺、きちんと明確にしていなければならないと思います。

【所長】 条例につきましては、名称変更の検討を含め、改正するというご説明を先ほどしましたが、今は男女の参画という形の条例なので、いわゆる多様性には対応していませんので変えていく予定ではありますが、そちらのたたき台には、まだ手をつけ

てはいません。ある程度、他区の状況も踏まえて考えてはいるのですけれども、当然
その中で、先ほど副会長から御指摘を受けましたように、位置づけなど、こちらで話
したこのたたき台の内容も、条例に反映をさせていくという、両方が並行になった
りしますが、そのような形では考えております。

【会長】口頭でも、この部分は修正するというお話をしていただけたところはありますか。

【副会長】やはり一番気になるのは、どこの自治体でも議論されている相互理解という言葉
葉が、マイノリティの人たちが集団の圧力に屈せよという話なのです。そこが駄目
だというのは、既に日本中の自治体で発生していて、相互理解という言葉自体がア
ウトになっていることを認識しないといけません。これはもう文言が、それに関し
て、もう少し我々は日本語の言語というものに慎重にならないといけないのではな
いかなと思っています。

ですから、一個一個の文言がきちんと出てきて、その議論をまずしていかないと、大卒決めていかないと、本当に後になって、ここは書いてないから無理だよね、
という話になったら、ほかの区よりも低いレベルのものしか出来ません。これから
作るということは、少なくとも23区のどこの区よりも江東区がすばらしくて、や
はり江東区に住みたいというふうにしないとイケないわけで、よその区に迎合する
必要もないし、むしろ東京都よりも規範性が高いものを宣言して、条例などを変え
ていくのが本筋であって、別によその区をオブザーブする必要はないです。細かい
ことのオペレーションなどは、ありますが。

これは、物事の決め方の基本的な部分です。日本国は、憲法に基づいて成り立っ
ているので、法令遵守を考えたときには、法や条例等で決まっていけないのに、誰もそ
れは遵守しないだろう、と思います。

【総務部長】資料の一部文言を変えたいと、提出して、皆さんにお示ししてから、検討の
中で必要なのかなという判断があったので、冒頭に、口頭で説明させていただいた
のですけれども、そこが少し全体の説明の中で分かりづらかったかと思います。会
長がおっしゃるところの条例、規則が前提にあり、そこに精神が書いてあって、それ
に基づいて制度が出来上がっていく、というのはごもっともなお話で、私たちもそ
れを目指していたわけですが、冒頭、出来れば来年の4月から施行というスケジ
ュールありきではないという御指摘をいただきましたけれども、出来れば来年の4月
から開始したいという中で、並行して作業を進めさせていただければ、というところ

ろが本日の説明の一つです。

この検討のたたき台「資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」が、基本的には規則の形になっていくのかなと思っております。条例は、当然、理念的なお話、要は、区としてどういう考えを持っているのかというのを示す条文を考えていかなければならないと思っておりますので、この「資料2 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台（概要）」や「資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」のこの制度の位置づけ的なところを御議論いただいて、江東区ではこういう考え方を条例として位置づける、区民の皆様を示していくというところを、制度の位置づけの文言を中心に条例に反映させる、あるいは、制度の特徴のところも含めてかもしれませんが、審議していただいたたたき台で、言葉が足りなかったり、誤った情報を出していく内容だとすれば、そこを御指摘いただいて、それを条例に反映させていただければと思っております。

資料という形で文字として、本日、お示し出来なかったことは、本当に申し訳ありません。

【副会長】1点確認ですが、条例案はなくて、「資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」のたたき台のページで、今回、議論するという理解でよろしいのでしょうか。

そうでしたら、少し大きな問題なのだと思います。と申しますのも、先ほど副会長もおっしゃっていましたが、確かに大きな方針を決めるというところを意図されて、このような形の場を設けてくださったのだと思います。ただ、先ほど副会長が御指摘されたように、その中でどういう文言が使われていて、それが法的にどういう意味があるのかというところが、結局のところ、最終的に大きな意味を持てきますので、限られた審議会の中で議論していかなければならないということになりますと、最初の段階からたたき台と併せて条例案というのをお示ししていただかないと、内容に踏み込んだ議論が非常に難しいのではないのかなというふうに思っております。

その上で、もう一度、その意図をお伺いしたいのですけれども、たたき台をお示ししていただいたというのは、どこを聞いたかったのでしょうか。区として、どこを審議会にかけたかったのかというところがよく分からないのです。通常の審議会とかでされているような論点の提示をしていただきたかったということになります。

例えば、パートナーシップとファミリーシップを両方とも宣誓するという江東区の方針が一つ論点としてあって、それが良いのか、悪いのかという論点をお示ししていただけたら、こちらで回答がもちろん出来ますし、例えば概要版の枠外にも書いてありますけれども、公正証書の提出を求めるか否かというのも一つの論点だと思いますので、そここのところについても、例えばどう考えるのかという形で、たたき台と、論点と、条例案というところ、3つがないと議論しづらいという中でお集まりいただきましたので、せめて論点をもう一度お聞かせいただければと思います。

【会長】条例案は出ていませんが、条例改正するなら、ぜひこの部分は改正で入れてほしい、という希望があれば、それは言って頂いて良いと思います。事務局、お願いします。

【所長】今回は、条例でパートナーシップをやるという形で、このたたき台にお示ししている「資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」が規則として内容になると思います。論点としましては、それらをまとめた、「資料2 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台(概要)」というA3の1枚を御説明した中で、いわゆるパートナーシップとファミリーシップという形を挙げています。そういう中で気になるところとか、こういうところが皆さんの疑問に思うなどというところを潰していこう、というふうな形を考えています。

条例案については、最終的に「資料3 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台」にないところは、「資料2 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台(概要)」の「2 制度の位置付け(案)」とか「3 制度の特徴(案)」とかあるのですけれども、この辺りで皆様の御意見をいただいて、それに基づいて条例も形成をしていきたいというのが、最初の予定です。しかしながら、今、どうしてもいわゆる条例案の基があつての上で検討をという形であれば、次回までに、本当にたたき台にはなるかと思うのですが、極力、事務局で作成はしていきたいとは思っております。

ですので、今現在、条例のたたき台は事務局として少しずつ用意をしていますけれども、まだオーソライズはされてはいません。

【副会長】いつも危惧していることが一つありまして、ここで議論して、あとは持ち帰って意見シートで意見を出してくれとなったときに、一人一人がばらばらになったときに、本当に抜本的なところの考えというのがどれぐらい出せるかという話です。

まだ、ここで、ここまでの議論が共通認識を持っていて、ここから先の議論だったら意味があるのですが、怖いのは、あとは御自身一人一人の意見を聞かせていただいて反映しますというやり方は、実質的には少々危険ではないかと思っています。個別の意見では、どこか気になったところの意見ばかりで、本質的なところの意見は、今まで見たことがないです。例えば「資料2 江東区版パートナーシップ制度 検討のたたき台（概要）」の「2 制度の位置付け(案)」のところで、「制度として位置づける」とあるのですが、本来は多様な生き方を認める社会の理解促進みたいな、その部分がないといけないのに、当事者のことだけ書いてあって終わってしまって、本来は江東区民の皆さんが、江東区という社会が、それを理解することがもう少し強く出ないといけないのに、おそらく条例にもない、しっかり出ないと思います。

それをここで言って条例を変えてくれるなら良いですけど、条例にないから、結局、制度があれば良いでしょという話になってしまう。そうではなくて、その制度があることは社会に必要で、それが江東区の案だということを、江東区の区民が、皆さんが認識して、それで差別しないとか、考えたりしたりとか、あとそこは理解出来ないかもしれないけども、アライアンスするという社会にしていけないといけないので、その社会の視点が全く欠落して、当事者の人たちの機能性を担保した制度にしましたよ、というふうにしかならないかなと思います。

これは、実は全国の自治体の欠落点なのです。もう全国で言われていますが、当事者のために何かするのは、本当に、マイナスをゼロにするだけの話なので、社会というのは、やはり色々な有形無形の差別をしていたり、スポイルしている人たちが、これはおかしかったのではないかと思うことが、現実に変えるか、変えないかよりも大事なので、そのところを位置づけに入れないと駄目なのではないでしょうか。このことは、日本全国の自治体で言われていて、正直言って専門家の人に笑われているところなので、せめて、江東区は、今これからつくるので、その視点は幾らでも入れられるはずなので、お願いしたいというのは正直なところですよ。

【総務部長】お聞きして、私もおっしゃるとおりだと思います。ここにきちんと江東区として、多様性が社会として実現している、認められている社会が実現しているのだというのがまず最大の目標であって、その中にパートナーシップだとか、幾つか多様性が求められている人たちがいらっしゃるので、その一つ一つに何らかの形で仕組みなりを作って解決していくと、その方向性だというふうに私たちも考えさ

せられました。

ここに書いていないというところが最大の問題だろうなと思います。けれども、本日、いろいろ御意見を先生からいただきました。また、委員の皆様から、こういう社会の視点が必要だという御意見をいただいて、それを位置づけなりに反映させていただいて、それをまた条例に盛り込んでいくと、こういう作業をさせていただければありがたいと思っています。

条例案については、できるだけ早くお示し出来るように努力したいと思います。

今日の意見をなるべく反映した形で作れば良いと考えています。

【会長】 条例で基本精神ということが書かれるのだと思います。名称変更の話も先ほどありましたが、現在は男女共同参画条例で多様性に関しては全く記載がありません。当然、今回、条例の部分でもっと広げて、事実婚だけではなくて、こどもや親まで入れてファミリーシップ制度を作るということになるのでしょうか。中身はいろいろ意見があるにしても、そういう制度になっていくのかなという感じがします。

細かいところでも良いですから、意見があれば遠慮しないで発言をお願いします。

【委員】 本日、参考人の方が2名いらっしゃるのではお伺いしたいのですが、ほかの自治体の制度で、こういうのは絶対載せてはいけないとか、もしご存じならばお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【参考人】 一番目立つところで嫌だったのは、公正証書を求めるということです。公正証書を作るのもお金がかかりますし、もうその時点で結局、婚姻届を出すという場合と比べた場合に、明らかな金銭的負担ですし、それに、一般人が公正証書作りますと言われて、どうするのか、まずはそこから調べます。おそらく、最初に渋谷区で出来たときにそうだったのですけれども、どういうことだろうか、となったという記憶があります。

渋谷区関連でもう一つ話すと、渋谷区では、差別的な取扱いをした場合の事業者の公表のようなことについても規定があるのですけれども、それに関して、当時出来たときに、こういう悪質な事例があった場合に本当に公表するのですか、と聞いたところ、区の方が、それは、今現在考えていないというようなことをおっしゃっていて、規定に書いてあってもそんなにやる気はないのかと、正直なところ思っていました。

それですと、先ほども申し上げましたが、安心して利用することが出来ません。

ですので、そのところはしっかり、差別禁止というところにある程度きちんと配慮したというか、文言上も規定があるということを期待しております。

あとは、ファミリーなど、なるべく広い対象の人が使えるようにということを、私たちの団体は求めています。それも具体的に本当に考えていかないと、分らないところなのですけれど、なるべく多くの人が安心して信頼出来る、便利に使える制度という前提に立っていただけると良いと思います。細々と、戸籍も出さないと駄目だ、これは絶対出さないと駄目だ、と言われてしまうと、そもそも法的根拠や義務が、結婚と比べた場合にないとされているのに、なぜそこで、そこまでいろいろ求められるのだろうかと思います。結婚と比べた場合に、結局、非対称性が際立ってしまって、あまり権利の保障という点に関しては意味がない状況になってしまうと思いますので、それは私たちとしては反対というか、そういうふうにはならないでほしいと思っています。

【副会長】今の御発言で少し伺いたいことがあったので、お話の途中でですけど質問させていただきます。

法的権利が発生しないのにもかかわらず、例えば渋谷区ですと公正証書を求められたり、あとは、戸籍謄本を求められたりというところで非対称性を感じるという御指摘だったかと思うのですが、公正証書の提出を求めるということは、おそらく法的拘束力というものを発生させるために、大きな負担ではあるけれども、現行の婚姻制度にのってこないことからの不利益を少しでも解消させるために提出を求めているのだと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。おそらく、根本的には婚姻制度と違っているというところから、いかに法的拘束を発生させるかの工夫の結果として公正証書の提出だと思うのですが、いかがでしょうか。

【参考人】私は法律の専門家ではないので、具体的に、なぜそもそも公正証書を求めたのかという時点で、少しよく分からないところがあるのですが、実際に何らかの公正証書を求めたことによって出来ることがあるかという、求めている自治体でも大体同じような運用になってしまっているというところがあります。相続に関しては、基本的に、多分、相続に関する法律に基づいてということになってしまうと思います。公正証書で求めている場合は、結局、パートナーシップ制度がなくても公正証書を書けば良いという話になってしまうかと思います。

【副会長】 公証人役場に行ってお金を取ってやる割には、結局、国の制度も変わっていないから、相続も出来ないのも、何のためにそこまでいろいろとやらなければならないかという話ですね。

【参考人】 その辺について、区が、例えば公正証書に基づいて銀行に働きかけるとか、そこまで具体的に話してくれていたら、それは意味があるのだと思うんですけど、そういうところはないので。

【副会長】 分かりました。ありがとうございます。

【副会長】 公証人役場に行くと、手間もお金もすごくかかります。

【副会長】 分かりました。ありがとうございます。

【参考人】 今の皆さんの話を聞いていて、私も行政書士の方にこのパートナー宣誓をした後に、相談会のようなものがあつたので、いろいろとお話を聞いたことがあつたのですが、そのときは、かなり婚姻との非対称性のことを理解してくださっている方で、公正証書をこれから作っていくことも必要だなと感じた一方で、婚姻であれば、ここまで面倒くさい手続を踏まなくて良いのにというところで、かなり足踏みをするような気持ちになったことを思い出しました。

少し今の話からずれてしまうかもしれないですけど、この「資料2 パートナースhip制度の検討のたたき台(概要)」を条例にも活かしていくというお話があつたかと思いますが、「多様性を認め合う社会の実現を目指し」というところの、「性別や性自認、性的指向に関わらず」と書いてあり、この部分もすごく大事だと感じています。あとは性別表現、というところに関しても私はすごく大事な点だと思っています。性別、性的指向、性自認のほか、性別は誰がどう見えるかというところで他者から判断されるところも大きいので、例えば男らしいか、女らしいかなど、そういった社会のらしさや規範の押しつけに苦しさを抱えている方もたくさんいるので、その辺りも含めて条例が、より包括的に性の多様性を含んでいただけると良いのではないかかと思いました。

今は男女という二元的な表現になっていると思うので、その辺りが、性別や性自認、性的指向、性別表現にかかわらず、など、より包括的に、性的マイノリティも存在していることが想定されるような、そのような条例になっていくと良いと感じました。

【委員】 条例のこともとても必要だと理解いたしましたが、それは今日は出来そうもない

ので、個別のことに話を移させていただきます。「資料4 検討事項」の7ページの表の一番右側に、「通称名の記載場所」がありますが、江東区の案ですと、受領証カードの表面が通称名で、裏に戸籍氏名となっているのですが、戸籍氏名を記名しないという区が出てきている状況で、裏に戸籍氏名を書いてしまうと、アウティングのリスクも高まるし、書いてあれば覚えたくなるのが人間なので、無いほうが運用のためにも良いのではないかと思います。

また、6ページの「手続きに必要な書類」に、「戸籍抄本を求める」というところですが、これはほかの区でも、婚姻でも抄本は求められると思うのですが、先ほどのお話で、戸籍を出すのがすごく困難な方がいらっしゃるという話がありましたが、謄本ではなくて、抄本だったら提出しやすい、抄本でも厳しい、という実感はございますか。

【参考人】 御質問ありがとうございます。確かに戸籍謄本が必要というのはよくあることだと思います。謄本か抄本かというところで、確かに書いていることが同じだと思うのですが、性別というところは、いずれにしても書いてあるのかと思うのです。住民票に関しては、性別が記載されているものが取得しづらかったりということで、住民票の記載事項証明書を出してもらえるところがあるかと思います。ただ、例えば、社会的に女性として生活していて、戸籍上は男性だったトランスジェンダーの人が、就職先に住民票を出さないといけなとか、マイナンバーが書かれた住民票を提出しないといけなといった場合に、性別を提出しないといけなというところで苦しんで、就職活動すらままならないというようなこともあるので、区で、こういった証明が出せますよというような周知をしていただくというようなことで、大分、公的な証明の書類を取得するときに取得しやすくなる方はたくさんいるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 2点お伺いしたい点があります。1点が先ほどの婚姻届との非対称性のことについて、2点目が制度を利用出来る対象についてです。1点目の手続についてですが、婚姻届は1人で行っても大丈夫だとか、事前予約が必要ではなかったりするのですが、なぜパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度は事前予約をしたり、2人で宣誓書に自署をしなければならなかったりするのかというところが疑問に思いまし

た。

もう1点目が、制度の対象者ですが、「資料2 江東区版パートナーシップ制度検討のたたき台（概要）」の「3 制度の特徴（案）」に、「①制度の対象者を同性に限定しない」とありますが、LGBT等パートナーの二人や事実婚の二人が利用出来る制度は、結構限定されてしまっているのかなという印象があります。先ほど参考人の方々がおっしゃっていましたが、なるべく多くの人を対象にしたい、普遍性とか包括的なものでありたいという気持ち、私にもありまして、実際、このパートナーシップ制度が出来たときに、例えばですけれど、離婚してシングルマザーの人同士がお互い助け合いたいからパートナーシップを結びたいと思う人もいないし、独身だけでも、高齢になって不安だからパートナーとして一緒に支え合いたいという人もいないかなと思います。そういう気持ちを持っている方も利用したいと思う可能性もあるので、あまり限定しないほうが良いのかなと思いました。

【所長】最初に、来ていただいてサインをしていただく、ということについてですが、このパートナーシップ宣誓制度は、自認というか、お互いの言っていることをこちらが証明するという形なので、そのことについて、いわゆる担保するものが何もないのです。例えば婚姻制度でも似たようなところがありますが、戸籍は全国で確認出来るのですけれども、パートナーシップ制度は、何も連携的な制度というものが無いので、2人に、いわゆるパートナーの関係で、生計を一緒にして、共に、という、そこにチェックをしてもらって、2人でサインをしてもらうというようなことでないと、制度を押し進めるのに難しいです。いろいろな人に納得していただくときに、その辺が制度を担保しているというところになるのかなと思いますので、現地に来て、書いていただくことになります。

予約というのは、こちらの話なのですけれども、この制度自体の担当がほとんどいないので、いきなり来られても対応出来ないのです。申し訳ないですが、その辺は予約にしているところが多いのが現状だと思います。

対象について、皆さんのご意見もお伺いしたい。この制度の設計だと、先ほど話があったシングルマザーなど二人でも良いですが、性別に関わりなく、ただ、パートナーとして生計を一緒に、ともに助け合っていく、もちろん結婚していないという条件がありますが、ただ単にいわゆるフレンドシップではないので、お友達として

助け合いましょうではなく、あくまでもパートナーとしてこれから人生を進んでいく、そういうことであれば、L G B T等ではなくてもそこはいいと思うのです。いわゆるこの制度設計だと、そこを認めないというのは逆に制度から外れると思っています。

そういう制度設計をしながら思っていたところなのですが、事務局としては、それを推し進めていくのであれば少し条例等の書き方を変えて、条件に合えば基本的には全ての方について行えるようにしたい。ただ、そこで、いわゆるパートナーであるというのが一番大事なのであって、その先のことを言いますと、例えばいわゆる老老介護で介護をしている人の、2人で介護の面倒を見ますよという形も一つのパートナーシップになってしまうのですけども、本当にそのパートナーシップというのは、2人で相互に生計を共にしながらというのがあるので、そこまで広げるのは、まだいけないのかなと思うのです。この辺は広がる可能性はあるところなので、御意見はいただきたいかなと思っています。

【委員】 1点、生計を同一にとあったのですけれど、今回のパートナーシップでは生計同一は要件ではないかと。

【所長】 生計を共にする。

【委員】 生計同一はパートナーシップの中に含まれていると。さっきのシングルマザー同士でもし利用した場合も、生計同一というのが条件になるのかなと、今、思いまして。あと、他の委員の方がおっしゃるやり方だと、お友達同士といったときに、その趣旨というか、趣旨としては一対一みたいな関係が、今回は必須な条例になっているので、その目的で使うときにそぐうかどうか、使えるけど少しずれてしまうところが出るのかなと思いました。あと、生計について御指導いただきたいです。

【所長】 生計同一というのは、生計を共にするという形で、必ずしも同居ではなくても良いですし、一緒に支え合って生きていくということを宣誓していただくのが主です。2人、パートナーと絞っているのは、今、この制度自体が婚姻と同等の方々をまず救っていく。いわゆるグループシップではないので、そのグループシップまで求めてしまうと、申し訳ないですけども、例えば重婚ですとか、一夫多妻制とか、そういうのも良いだろうという話になってしまうので、ここは2人という形で、パートナーシップに絞らないと、歯止めが利かなくなってしまうところがございます。

【会長】 ほかにございますか。私から確認ですけど、ファミリーシップはかなり広いです

けど、パートナーシップの場合の効果というか、区の制度を使えるとか、そういうのは一緒なのでしょうか。

【所長】 パートナーシップ、ファミリーシップで使える、利用する制度というのは、そんなに広がらないですけれども、ただ、ファミリーシップにすると、例えば病院で、パートナーのAとBの方がいて、Aの実の親のことをBが聞きに行っても、パートナーシップだとそれが分からないですけども、ファミリーシップにすると、このパートナーシップのもう片方の親だというのがはっきりするので、そういうところでのインセンティブが出るのかと思っています。ほかに、パートナーの方が、ファミリーも含めて認めていただきたいというところの証明として、区が証明しますという効果もあるのかと思います。利用出来る制度自体はそんなに広がらないと思います。

【副会長】 今のところで、お伺いしようと思っていたのは、一親等のそもそも親族だけですよね。二親等、直系の二親等の親族、いわゆる孫とかも、本来はもう入れてしまうほうが、もう少し制度として、相続に関してはどうか分からないですけど、入れたほうが、より制度として拡充するような気がします。

【所長】 二親等ぐらいまででしょうか。

【副会長】 そこをどうするかということも含めて、何かやられたほうが、せつかなので、親子限定じゃなくて、息子や娘が亡くなって孫と生活している人が、かなり実は多かったりしますので、高齢社会ですし、そこまで拡充された方が、少なくともこれに関しては良いのではないかなと思います。

【会長】 皆様の御意見はいかがでしょうか。

【委員】 ファミリーシップの宣誓制度についてですけど、今、副会長のおっしゃるとおり、確かに範囲を広げたほうが良いという考えもあるのでしょうけど、どちらかというと、あまり間口を広げ過ぎてしまうと、パートナーシップ宣誓制度についてもなかなか難しい議論なので、逆にそこまで広げてしまうと、例えば今年度に条例をつくる目標でということになってくると、取りあえずはパートナーシップにして、いずれはファミリーシップも考えていくという方向でも良いのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。いきなりファミリーシップでどんどん広げていると、それによる、逆に弊害というか、例えば悪用する方も出てくるかもしれないと思いますので。ファミリーシップ宣誓制度は、例えば、本人から、本人の親に当たる者がパートナーシップ宣誓制度を利用したが、でも、本人として見れば、その相手をパートナー

シップとしてはどうも思えないというような問題などが出てくるのではないかと思います。そのような場合はどうなるのでしょうか。

【所長】当然そのような、認める、認めないというのはあるので、同意書を必ず書いていただきます。お子さんについても、15歳以上は民法上にありますので同意書を頂くということになっています。

今、孫や祖父母という話がありましたが、我々も少し考えたのですが、書類が増えてしまうので負担が増える部分があるかと思います。戸籍を取ると親やこどもは1枚で分かるのですが、その上、そのさらに孫や祖父母になりますと、公的書類をまた取らないといけませんし、かなり大変な作業になってきてしまいます。確認のしようがないので、いわゆる言い値で書いてもらう、というのは、行政としてどうなのかというところが制度的にありますので、その辺りが課題だと思います。

【会長】皆さん、御意見ありますか。

【副会長】私の中でも混乱を極めているのですが、法律家の発想からしますと、意義・要件・効果なのです。用語の定義はあって、要件もあるのですが、たたき台の中では効果は記載されていなくて、ここでの効果というのは、ファミリーシップやパートナーシップ宣誓の証明書を出すということが効果になるのでしょうか。いろいろと区の制度を利用出来るということは、事実上、そういう扱いをしますよということになるのでしょうか。どういう立てつけなのかによって、全く意味が変わってくると思ってまして、法的な権利義務が発生しないということになりますと、そういう説明しか出来ないのかなと思まして。よく分からなかったのですが、どういう条例の立てつけにするのかというところをもう少し御説明いただければと思います。

【所長】条例については、今、たたき台をつくっていて、確かにその辺りが問題になっているのですが、他の自治体を見ても、あくまでもパートナーシップ制度というのは、宣誓を区が証明します、ということになるかと思います。その証明書をどのように活用するかというのは、次の施策の問題になってくるので、条例の問題ではないかと思います。あくまで条例の中では、今、男女となっていますが、それを多様な性を実現する社会の、などに変更して、それを目的として達成するためにパートナーシップ制度を使う、その制度の内容は規則で細かく設定する、パートナーシップについては証明書を出すまで、となり、証明書をどうやって活用していくのかとい

うことが次の施策になってくるかと思います。そのような制度設計になっていくのではないか、というふうに考えております。

【副会長】ありがとうございます。

なぜ少し気になったのかというと、先ほど生計同一の話になり、生計同一を要件にするのか、効果にするのかで、また全然意味が違ってきていて、多分、効果にはならないと思うのです。今のお話ですと、あくまでもパートナーシップの宣誓の証明書を出すとか、そこまでしか出来ないと思うので、そうすると、要件に入れるのかという話で、定義のところについては、生計同一については、ファミリーシップのコードのところでは定義には入っているのですけれども、要件には入っていません。書かれていないところなので、技術的な話になるかと思うのですけれども、定義と要件のところの書き分けのところ、少し気をつけていかれたほうが良いかと思います。というのは、内容が一致してないと、どういう場合に使えるのかというところが分からなくなってしまうので、その部分をもう一度精査していただければと思います。

【会長】明確にしないと、少し不十分なものになってしまう可能性があります。

他にはいかがでしょうか。ファミリーシップ制度は、時期尚早ではないかというような意見も出ましたが、いかがでしょうか。ファミリーシップ制度を取っている自治体は、まだ少ないようですね。

【所長】足立区が最初にファミリーシップを始め、世田谷区が後から追加でファミリーシップになり、今、検討している区が一、二区ぐらいあるという話は聞いています。現在、制度になっているのは、23区では2区です。

【委員】先ほどのお話、参考人の方々からもあったと思うのですが、もちろん亡くなっていなければ両親、親はいますし、再婚などで、こどもがいる状態でパートナーシップを組むことも十分実際あることなので、そのときに、この証明があることによって保育がやりやすいというか、みんながやっていることをやるための制度なので私は必要だと思いますし、江東区も、本当はもっと早くパートナーシップが出来れば良いと思っていたのが、結局、後発になってしまいました。しかし、ファミリーシップなど、先発の自治体が出来なかったことを入れられるというのが、この場合、後発のメリットというか、意義になるのかなと思っておりますので、ぜひあったほうが良い、あるべきだと思います。

【副会長】私もファミリーシップまで見込んで今回やるべきだと思います。他の委員の方

がおっしゃっていたように、家族の形態とは、もともとあるものをいかに認めるかということもそうですし、男女共同参画、この条例でも、家庭生活における活動などというところで、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、養育や家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たしというようなことも書いてありまして、もしファミリーシップ制度がないと、こどもの、家庭という単位で不利益を被ることになりますし、こどもの権利という観点から考えても、やはりそこまで踏み込まないと意味がないのではないかと思いますので、ぜひそこまで踏み込んで検討していただきたいと思います。

【会長】 ほかにはいかがでしょうか。

【参考人】 ファミリーシップについて色々な意見が出ているかと思うのですが、その中で今回のお話にも出ていましたけれど、例えば幼稚園や保育園のお迎えや、小学校の行事に行くとなったときに、以前に結婚していて育てているこどもを、後から同性のパートナーと育てているという人の場合に、血がつながってもいない方の親御さんが迎えに行ったときとかに、この人誰ですか、というようになってしまうと思うのですが、そういった時や何かあったときに病院に様子を見に行くなどの時にも、親ですと言っても信じてもらえないかもしれないというときに、公的に認知されていけば、婚姻届はないかもしれないけれども、大きいのではないかと思います。

ほかに、親がLGBT等だったら、こどもがいじめられるなど、私自身も言われたこともありますし、地域で暮らしていくことは、すごく大変なこともあるのです。こどもがいれば尚更、戸籍上の性別などを、自分が当事者であるということが知られた状態、さらされた状態で生きざるを得ない局面が、非常にたくさんあるので、せめてこういった家族としてサポートするという制度があるというのは、本当に私も大きなことだというふうに感じています。

【副会長】 たまたまパートナーシップが有名だったので、補完的にこれが入っていると思っている人が多いのですが、もともと制度として最も必要でした。だから、追加ではなく、もともとと同じ文脈なのです。皆さんが御存じなのが、パートナーシップだけだったという話で、前からずっと議論されている話だし、国でも、やっているところもたくさんありました。なぜこれが必要なのかというと、先ほどのこどもたちを渡すかどうかで、緊急なとき、地震のときにその人に渡して良いかというときに、無いから渡せなくて、それで、津波来たらどうするかという、そういうことが

元々あったの議論でしたので、本来は、既にこれは消化されているべき話だったのです。ですから、当然、これはプラスアルファでも何でもありません。そうではないと、今度はこどもを渡した側の法的な責任が、発生するということなのです。平時は、多少ごくしゃくするのですが、緊急時に、これがあることによって、こどもたちや、いろいろな人の安全が担保出来ることが大事であるということです。平等がないと、そもそも無理だろうというのは考えているのですけど。

【会長】ほかに意見はございますか。議論するには、本当は基本条例が出来ていたほうが、私たちも意見が言いやすかったのかなと思います。

【委員】私もパートナーシップと、ファミリーシップということを切り離して、それで少し話してしまいましたのは謝ります。先ほど、冒頭でお話を伺ったとき、当事者という言い方をしてしまったのですが、考えてみれば、この国に住んでいる以上、みんなが当事者なのかなという、私自身もその意識を変えなければいけないし、結婚制度というのが明治時代から百何年か、たかだかそれだけのものに、既成概念に捉えられ過ぎてしまっているという意識を、私たち一人一人も考えていかないと、いけないと思いました。

4月までに条例というのは、おそらく、江東区役所も年度計画でやらなければいけないというがあるので、なかなか難しいとは思いますが、かといって、期限がないと、こういったものは出来ないというのもあるでしょうし、そういった面でも、区役所の方は大変だと思うのですが、頑張るということを一言言わせていただきます。

最初、当事者という言い方をしてしまったので、少々誤解があったこと、謝罪いたします。失礼いたしました。

【会長】私を含めて、人間というのは、やはり自分中心に考えてしまう傾向があるので、その辺の意識を変えていかなければと思っております。

それでは、次回までの間に、何か意見があるようでしたら、ぜひお願いいたします。少し時間が短いということがありますが、ぜひ皆さん御協力をお願いいたします。

続きまして、「議題2 その他」ですが、所長から説明を簡潔にお願いいたします。

3. 議事2 その他

【所長】事務局から２点ございます。まず、事前に意見シートをお配りしておりますが、審議会後にお気づきになられた点、会議中に発言しづらかった点について記入いただき、８月２１日までに御送付ください。今回、ボリュームが多かったので、後から気がついた点がありましたらぜひ書いていただきまして、それをなるべく反映したものを、次回、提出したいと思います。開催通知のメールにも様式を添付しておりますので、そちらも御活用ください。

次に、今後の審議会の日時についてです。先ほどの資料の中にありましたが、次回、第７回審議会は９月２１日木曜日、第８回審議会は、施設見学会になりまして、１１月１７日金曜日、そして、第９回審議会は１月２２日月曜日を予定しております。詳細が決まり次第、メールで御連絡します。事務局からは以上でございます。

【会長】最後にこれだけは言っておきたいということがありましたら、まだ少しだけ時間がありますのでお願いします。ないようでしたら、これで終わりにします。メールや電話でも何でも結構ですので、意見を寄せていただければと思います。

【委員】意見ではないのですが、先ほどの今後の予定のところで、午前や午後、など教えていただけますか。

【所長】第７回と第９回の審議会は、１０時から１２時までの午前中の予定です。１１月の施設見学会は午後になります。予定的には、２時ぐらいにはなるとは思いますが、確認してお知らせいたします。

【委員】分かりました。ありがとうございます。

【会長】審議会はこちらでしょうか。

【所長】はい。次が木曜日になりますので、曜日を間違えないようにお願いします。いつも月曜日ですけれども、次回だけは木曜日になります。

４．閉 会

【会長】それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。本当に皆さん、どうもありがとうございました。

— 了 —